

浄水水質検査結果書(水質基準項目)

西上尾第一団地水質モニター 浄水

番号	項目	水質基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	採水年月日		令和7年4月15日					
	採水地点		西上尾第一団地 水質モニター	西上尾第一団地 水質モニター	西上尾第一団地 水質モニター	西上尾第一団地 水質モニター	西上尾第一団地 水質モニター	西上尾第一団地 水質モニター
	採水者		横山真理奈					
	採水者所属		水道施設課					
	気温	℃	19.4					
	水温	℃	16.1					
基1	一般細菌	100個/mL以下	0					
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出					
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	—					
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	—					
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	—					
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	—					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	—					
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	—					
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	—					
基10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	—					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.9					
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.10					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	—					
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	—					
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	—					
基16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	—					
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	—					
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	—					
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	—					
基20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	—					
基21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.06					
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	—					
基23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	—					
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	—					
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	—					
基26	臭素酸	0.01 mg/L以下	—					
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	—					
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	—					
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	—					
基30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	—					
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	—					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	—					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	—					
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	—					
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	—					
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	—					
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	—					
基38	塩化物イオン	200 mg/L以下	12.9					
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	69.2					
基40	蒸発残留物	500 mg/L以下	143					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	—					
基42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	—					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	—					
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	—					
基45	フェノール類	0.005 mg/L以下	—					
基46	有機物(TOC量)	3 mg/L以下	0.8					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4					
基48	味	異常でないこと	異常なし					
基49	臭気	異常でないこと	異常なし					
基50	色度	5度以下	0.5未満					
基51	濁度	2度以下	0.1未満					
	残留塩素	0.1 mg/L以上	1.3					
	電気伝導率	(μ S/cm)	192					
	アルカリ度	(mg/L)	64.0					
	判定		水質基準に適合					
	検査期日		令和7年4月15日 ～ 令和7年4月17日					
	検査機関		埼玉県 上尾市上下水道部					

【備考】残留塩素は、衛生上必要な措置として給水栓(蛇口)で0.1mg/L以上保持することになっています。
番号の「基」は水質基準項目です。
基準項目16の「(シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン)」は「(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン」と表記しています。
網掛けの項目は、概ね1か月に1回以上行う項目(省略不可項目)で、9項目あります。
アルカリ度と電気伝導率は年間を通し上尾市上下水道部で検査を実施しています。

浄水水質検査結果書(水質基準項目)

西上尾第一団地水質モニター 浄水

番号	項目	水質基準	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	採水年月日							
	採水地点		西上尾第一団地 水質モニター	西上尾第一団地 水質モニター	西上尾第一団地 水質モニター	西上尾第一団地 水質モニター	西上尾第一団地 水質モニター	西上尾第一団地 水質モニター
	採水者							
	採水者所属							
	気温	℃						
	水温	℃						
基1	一般細菌	100個/mL以下						
基2	大腸菌	検出されないこと						
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下						
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下						
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下						
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下						
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下						
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下						
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下						
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下						
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下						
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下						
基13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下						
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下						
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下						
基16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下						
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下						
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下						
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下						
基20	ベンゼン	0.01 mg/L以下						
基21	塩素酸	0.6 mg/L以下						
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下						
基23	クロロホルム	0.06 mg/L以下						
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下						
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下						
基26	臭素酸	0.01 mg/L以下						
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下						
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下						
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下						
基30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下						
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下						
基32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下						
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下						
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下						
基35	銅及びその化合物	1 mg/L以下						
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下						
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下						
基38	塩化物イオン	200 mg/L以下						
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下						
基40	蒸発残留物	500 mg/L以下						
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下						
基42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下						
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下						
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下						
基45	フェノール類	0.005 mg/L以下						
基46	有機物(TOC量)	3 mg/L以下						
基47	pH値	5.8以上8.6以下						
基48	味	異常でないこと						
基49	臭気	異常でないこと						
基50	色度	5度以下						
基51	濁度	2度以下						
	残留塩素	0.1 mg/L以上						
	電気伝導率	(μ S/cm)						
	アルカリ度	(mg/L)						
	判定							
	検査期日							
	検査機関							

【備考】残留塩素は、衛生上必要な措置として給水栓(蛇口)で0.1mg/L以上保持することになっています。

番号の「基」は水質基準項目です。

基準項目16の「(シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン)」は「(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン」と表記しています。

網掛けの項目は、概ね1か月に1回以上行う項目(省略不可項目)で、9項目あります。

アルカリ度と電気伝導率は年間を通し上尾市上下水道部で検査を実施しています。